

教育長定例記者会見 会見録

日時：平成31年3月22日 14時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・懲戒処分について（発表）

質疑事項

- ・発表項目について

発表項目

（教育長）私の方から、1つ発表させていただきます。本日の定例会において、教職員の懲戒処分に係る審議を行い、窃盗を行った高等学校教諭を免職、交通事故を起こした特別支援学校教諭を減給10分の1、1月、交通事故を起こした特別支援学校臨時労務員を減給10分の1、1月相当、本日付けで懲戒処分を行いました。事案の概要については、1時間ほど前に配付させていただきました資料のとおりでございます。懲戒処分に係る詳細につきましては、このあと、教職員課から説明をさせていただきます。児童生徒の健全な育成を指導する責任を負う教職員のこのような行為については、児童生徒、保護者をはじめ県民の皆様の信頼を大きく裏切る行為であって、本当に申し訳なく思っており、深くお詫び申し上げたいと思います。県民の皆様の信頼の回復のために、教育委員会では、いろいろな事案が起こった都度、それを受けて、今年度は特に検討を重ねてまいりました。本日の教育委員会定例会において、定例会報告の4ですけれども、対応策について報告させていただきました。定例会資料の報告4をご覧くださいと幸いです。まず1ページのところで、不祥事の分析及び対応策につきましては、発生に至るまでの経過をたどって、問題の根本はどこにあるのか、それぞれの場面でどのような対応をとるべきであったかを詳細に分析して、学校での児童生徒へのわいせつ行為、飲酒運転、交通事故、体罰、個人情報について、とりまとめを行いました。今後、学校に周知して、再発防止を徹底していきたいと考えています。それから、大きいところでは、5ページでございます。県立学校における、信頼される学校であるための行動計画の策定については、校長が、各学校の実態に応じて、たとえばクラブ活動が盛んであるとか、いろんな学校によって実態が違いますが、実態に応じて不祥事防止策等を策定して、PTAや学校評議会など、外部の意見も取り入れながら、自らを律していく取組を進めていくこととしました。2月末までに策定ということですので、今、もう実践に入っているところだというふうに考えています。県教育委員会としましては、こういうふうに対応策のとおりやっていきます、やってくださいよということだけではなく、今後、その対応策が各学校でどんなふうにされたかということも、必ず聞き取りをしながら、確認をしながら、不祥事の根絶につなげていきたいと考えています。それでは、職員の懲戒処分に係る説明をさせていただき、ご質問に回答させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(教職員課) 公立学校職員の処分について、記者発表資料の2番、被処分者、根拠法令、処分内容及び処分対象事案の概要をご覧ください。1件目の三重県立四日市工業高等学校教諭 田中 登による窃盗事案から説明させていただきます。まず、懲戒処分の公表にあたり、被処分者については、職名、性別、年齢までの公表とされているところですが、懲戒免職処分であって、事案が重大な法令違反や非違行為に該当し、逮捕、起訴に伴う報道発表ですでに被処分者の氏名が明らかになっている場合には、その悪質性、社会的な影響等を総合的に検討し、被処分者の氏名を公表することがあるとしています。この事案については、すでに報道発表で名前が出ており、被害者の権利利益を不当に侵害する恐れがないことなども考慮し、氏名の公表を行いました。それでは、事案の説明をします。処分内容は、免職でございます。今年1月8日、窃盗容疑により桑名署に逮捕されました。資料にありますように、この教諭は、桑名市のスーパーマーケットにて、食料品10点、約2,280円分を窃盗しました。この教諭は、平成18年、23年、28年に1回ずつ、それぞれ別のスーパーマーケットにて食料品を窃盗しました。具体的にお話をさせていただきます。平成18年は、桑名市内のスーパーマーケットにて、パン2、3個を窃盗し、桑名市内の交番にて事情聴取されましたが、その日のうちに帰宅を許され、刑事処分はありませんでした。平成23年は、川越町のスーパーマーケットにて、パン2、3個を窃盗し、四日市北署で事情聴取を受けましたが、この後、不起訴処分となりました。平成28年は、四日市市のスーパーマーケットにて、パン4個を窃盗し、四日市北署で事情聴取を受け、平成29年8月に、窃盗罪で罰金30万円の略式命令を受けています。いずれの件も逮捕はされておらず、この教諭は窃盗を行ったことについて、勤務校の校長への報告を一切行っていませんでした。この教諭は、この4件を除いての窃盗は行っていない、勤務校においても窃盗は行っていないとのこと。なお、この者は、平成27年7月27日、四日市市内のショッピングセンターのATMに置き忘れてあった他人のスマートフォンを持ち帰ったことにより、平成28年2月3日、遺失物を横領として戒告の懲戒処分を受けています。次に、2件目の三重県立特別支援学校西日野にじ学園 教諭による交通事故の案件です。処分内容は、減給10分の1、1月です。平成30年11月15日午前7時40分頃、出勤のため自家用普通自動車を運転し、県道44号線を走行しており、四日市市西日野町地内の信号機のある交差点において右折しようとしたところ、横断歩道を歩行していた男児に気付くのが遅れ、間に合わず、自分の車の左前部を男児に衝突させ転倒させました。この事故により、加療約3か月間を要する右頸骨骨折等の傷害を負わせました。右の進行方向を見ていたことから、横断歩道を歩行した男児に気付くのが遅れ、事故を起こしたと言っております。この件により、横断歩行者等妨害等 重症により、60日間の運転免許停止の行政処分を受けるとともに、過失運転致傷により、70万円の罰金の略式命令を受け、すでに納付しています。最後、3件目でございます。三重県立特別支援学校西日野にじ学園 臨時労務員による交通事故の事案です。臨時労務員とは、県立学校において単純な労務に従事するため、臨時的に任用されている職員です。この職員の具体的な業務は、特別支援学校のスクールバスに添乗し、児童生徒の乗降介助、安全管理、そのほか、学校で給食の配膳、児童生徒の介助補助などを行っています。勤務日については校長が定めますが、事故当日は、勤務が割り振られていない日でした。処分の内容は、減給10分の1、1月相当になります。「相当」の意味について、少しご説明します。記者発表資料の(※)

に相当と書いていますが、単純な労務に雇用される職員を減給する際には、労働基本法第91条が適用され、その中には、その1回の処分額が平均賃金の1日の半額を超えないこととなっています。正規職員の減給10分の1、1月とは減給影響額が異なるため、1月相当と表現させていただきました。実際に減給する金額は、1月間で2,356円となります。事故の概要についてご説明します。平成30年11月6日午後3時50分頃、自家用普通自動車を運転し、買い物に行くため員弁郡東員町大字長深地内の道路を直進走行していたところ、対向車線にはみだし、自分の車の右前部と対向車両の右前部を衝突させました。この事故により、対向車両を運転していた女性に加療約30日間を要する右鎖骨骨折等の傷害を負わせました。本人によると、買い物や子どもの送迎等の予定などの考えごとをしながら運転していたため注意力が散漫となり、はみ出したことに気付かず、事故を起こしたとのことでした。この者は、安全運転義務 重傷により、1月9日に60日間の運転免許停止の行政処分を受けるとともに、過失運転致傷により、罰金30万円の略式命令を受け、すでに罰金を納付しております。以上が、補足の説明でございます。

発表項目に関する質疑

(質) 四日市工業の教諭なんですけども、平成18年と23年、28年のいずれも、どこかで先生をされていたということでしょうか。

(答 教職員課) いずれも教員をしておりました。

(質) 窃盗について、病的な診断は、窃盗症みたいのはあるんですかね。

(答 教職員課) 特に診断が出ているわけではございません。

(質) 通院とかもないですか。

(答 教職員課) ございません。

(質) 過去の3回は、何月か分かりますか。

(答 教職員課) 18年の件につきましては、いわゆる処分等も行われず、その場で帰宅となっていますので、本人には確認しましたが、何月というところは思い出せないということでございます。23年も、秋頃とは言うておりますが、本人はそこまでの記憶でございます。28年につきましては、9月でございます。

(質) 平成28年の罰金30万円の分は、刑事処分はどこから出ているんでしょうか。いつかも教えてください。

(答 教職員課) 29年8月3日でございます。四日市簡易裁判所から。

(質) 勤務校の校長に報告を一度も行わなかった理由については、何か言っているんですか。ばれるのが怖かったとか。何と説明しているんですか。

(答 教職員課) 言わなければ、このままばれないだろうと思ったと。

(質) どういう経緯で発覚したんですか。

(答 教職員課) 今年度の1月8日に、この万引きをしたということで、警察から、逮捕をされて事案の発表がありましたことから、発覚しました。

(質) 事案の発表があって、発覚していないでしょう。

(答 教職員課) 事案の発表があって、我々も初めて、その事実を知ったので。

(質) だから、その前のやつ。

(答 教職員課) その前のは、本人と我々が事情を確認したところ、本人が、そう申しました。

(質) それまでは、知らなかったんですね。

(答 教職員課) はい。

(質) 本人の話だけですか、3件とも。

(答 教職員課) 警察でも同様の事を言っているとのこと。この3件は、やったということ。我々も、警察に確認しているところではございませんが、この3件という本人の供述です。

(質) 教育委員会として確認しているのは、本人の話だけですかということ、この3件。

(答 教職員課) この3件につきましては、たとえば、先ほど罰金30万ということでしたけど、その部分については、本人から、起訴状や略式命令などの書類は提出させて確認しております。

(質) 18年と23年の分は、本人の話だけということですか。

(答 教職員課) すみません。18年度分は不起訴になりましたが、不起訴処分の告知書は、コピーで提出させています。ただ、18年分につきましては、刑事処分というか交番で注意されただけですので、それは本人の主張というか、申し出でございませぬ。

(質) 28年度、遺失物横領の時に処分をされていますが、その時も本人に聞き取りはしているんですね、当然。

(答 教職員課) はい、しました。

(質) その時に、18年とか23年のことは把握できなかったんですか。

(答 教職員課) はい。聞き取りは行ったんですが、本人はこれ以外に、いわゆる窃盗等も含めて、そういう事はないということでした。

(質) 遺失物横領は、どうなったんですか。刑事処分はあったんですか。

(答 教職員課) これも刑事処分は、不起訴処分になっております。

(質) いつですか、不起訴処分は。

(答 教職員課) 27年11月30日に不起訴処分になっています。

(質) 今回の件については、逮捕されて、その後、どういう状況なんですか。

(答 教職員課) まだ刑事処分等は出ておりません。書類送検されたまでは確認していますが、その後の結果というか、処分は出ておりません。

(質) いつ書類送検ですかね。

(答 教職員課) 平成31年1月10日です。

(質) これは津地検からということですか。

(答 教職員課) すみません。どこの地検からかは、確認できておりません。

(質) 窃盗罪ですか。

(答 教職員課) はい。

(質) ということは、今回の事件に関しては検察庁がまだ処分を決めてないということだったんですけども、処分が決まる前に今回懲戒免職をした理由というのを教えてください。

(答 教職員課) 本人がその4件の窃盗を認めているということがありまして、それは警察にもその旨同じように証言していることが確認できておりますので、本人の事実確認をもって懲戒処分いたしました。

(質) 印象として逆にお聞きしますが、かつて略式命令を受けている。不起訴処分も2回受けている。今回もまた逮捕されている。手続き上の問題ですけれども検察庁で捜査中である。たびたび刑事処分を起しているということが著しくいけませんよということで、今回の事件の処分前に決めたというのはそういうふうな認識でよろしいですか。

(答 教職員課) そうですね。窃盗を4回繰り返しているというのは大変悪質だと考えております。

(質) 本人は何て言ってるんですか。この懲戒処分を受けて。

(答 教職員課) 本人は「窃盗という教員としてあるまじき行為を行ってしまい、生徒、保護者をはじめ、県民の皆様にご迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。」と言っております。

(質) 勤務状況はどうだったんですか。

(答 教職員課) 普通でございます。

(質) 過去の時も同じ勤務校にいたわけですか。

(答 教職員課) 平成28年の戒告の時には前任校でした。

(質) さっきの書類送検ってどれのことですか。1月の書類送検とかって言ってたのは何の話ですか。

(答 教職員課) これはですね、1月8日に逮捕された案件が今、書類送検をされておりますが、まだ検察の結論が出ていないというところでございます。

(質) 書類送検ってことは逮捕されたということですか。

(答 教職員課) 逮捕されて送検までは行ってるんですけども、送検の後、どんな処分になるかというところまではまだと聞いております。

(質) 逮捕されて、今処分保留の状態ということですか。

(答 教職員課) 保留か、検討かというところだと思います。

(質) これは桑名署でしたか、逮捕されたのは。

(答 教職員課) 桑名署です。

(質) 窃盗を繰り返したことについては、本人は何て言ってみえるんですか。繰り返したことについて。

(答 教職員課) 繰り返したことについては、もうこれ以上やってはいけないと警察に注意されたときはその都度思っていたと言っています。ですが、先ほど申し上げたように、これぐらいなら大丈夫じゃないかな、わからないだろうと思って、また次もやってしまったと言っております。

(質) 別に金がなくて盗んだとか、そういう話ではないんですよね。

(答 教職員課) はい。

(質) なんで盗んでいるんですか。そもそも毎回盗んでるのは何で。

(答 教職員課) 盗んだ理由につきましては、所持金はありましたので、お金がなかったというわけではなくてですね、先ほど申しましたように、パン数個とかそれぐらいであればわからないと思ったということでございます。

(質) ストレスがたまっていたとか、イライラを解消するためにやったとか、そんな動機は何ですか。

(答 教職員課) ストレス解消とか、イライラがあったとかということは、本人は言っておりません。あくまで、その日に食べる夕飯とか食材をこれぐらいならわからないと思って盗んでしまった。

(質) でもお金はあるんですね。何でお金払わずにとったんですか。お金を出すのがもったいないと思ったとか、何でなのかよくわからないんですけど、楽しくてやっていることですか。どうせとつてもばれないからやったと、そういうことでいいんですか。

(答 教職員課) 本人に聴取をしたわけですが、これぐらいならわからないだろうと思ったということを言っております。

(質) 1月8日は金曜日ですか。

(答 教職員課) 火曜日です。

(質) 勤務の日。

(答 教職員課) そうです。

(質) この窃盗自体はいつやってるんですか。勤務の帰りか行きか。

(答 教職員課) 発生時期は平成31年1月8日の午後8時10分頃でございます。

(質) これで私自身は、懲戒免職が4人目だと認識しておるんですが、今年度。

(答 教職員課) はい。その通りです。

(質) 岡さん、それから、名前を公表してない方、古保さんでしたっけ。4人目で、あと、停職以上の処分って今年度何人いましたっけ。

(答 教職員課) 停職は4名です。

(質) 懲戒免職4人、有期の停職が4人、計8人ですね。

(答 教職員課) はい。

(質) この数字については教育長どう受け止めてらっしゃいますでしょうか。

(答) 例年と比べてっていう表現はおかしいですけど、非常に続いて起こしてしまっているなと感覚は思っております。多いというふうに思っております。

(質) ここからが一番我々が聞きたいことなんですけど、再発防止策ということ言ってますけども、この人数というのは組織の在り方とか人間関係なのかわかりませんが、外部のなんとかかんとかというお話もありますけども、組織内に何らかの問題を抱えているという認識はお持ちでしょうか。

(答) 組織内ということよりもこれまでもこういった不祥事の事案があると通知を出して学校で校長から研修をしてくださいと、一言でいうと、そういう方法でしか伝えられなかったと思うんです。今回はこのような数が続発してしまっているというのは非常に重く受けておりましたので、ひょっとしたらそのことが私たち教育委員会事務局、あるいは教育長としての立場の危機感というのが職員に伝わっていないのではないかという危惧がございました。なので、さきほどもちょっと触れましたけども、学校の中できちんと職員会議等で皆で話し合って、どういうふうにその学校ではこういう不祥事を根絶するためにしようかと学校ごとに話し合って、それを作って教育委員会事務局へ出し、それをまた私たちが確認するというようなことを今までとは違う方法でアクションを起こしたというところで、なんとか防いでいきたいと考えています。組織というより、学校の中で、自浄作用といいますか、そういうことをしてってもらいたいというふうに方向を深めたというか、そういうふうにしたいと考えています。

(質) 念のため、生年月日を確認させていただきたいんですが、全員のをお願いします。

(答 教職員課) 全員、生年月日を公表しているわけではございませんが、そこに書いてある年齢は明日もこの年齢でございます。

(質) (2) と (3) の人は現在も職員の方ですか。

(答 教職員課) 現在もこの学校の職員でございます。

(質) スマホの忘れ物を盗んだというのは、どこのATMでやったんですか。

(答 教職員課) 四日市市内のショッピングセンターの中にあるATMコーナーの機器の上に、スマートフォンが置き忘れてあり、それを無断で持って帰ったということです。

(質) これも逮捕はされてないんですね。

(答 教職員課) されておりません。

(質) 警察へはどうやって発覚し、どこの署で書類送検され、不起訴までの手続きの状況はどうなっているのですか。

(答 教職員課) スマートフォンがなくなられた落とし主の方から捜索願いが出て、スマートフォンがどう持ち去られたかを調べていたと聞いています。7月27日にスマートフォンを持ち去り、9月4日に四日市北警察署に任意同行を求められました。9月18日に遺失物横領容疑で書類送検され、11月30日に不起訴処分となったものです。

(質) 28年9月の窃盗で略式命令を受けているものも書類送検ということですか。

(答 教職員課) 逮捕ではなく書類送検です。

(質) 略式命令を受けても本人から申告がなければわからないものなんですか。

(答 教職員課) そうですね。警察や検察から通知がくるといものではございません。

(質) 刑事処分を受けた場合は報告しなければならない義務はあるんですか。

(答 教職員課) 刑事処分を受けたというより、今回は万引きという窃盗で、絶対してはいけないことなんですけど、してしまった場合は、当然、非違行為として管理職に報告することです。

(質) もちろんそうだと思いますが、それが何かに定められていたり、義務化されているのでしょうか。

(答 教職員課) 何かの条文に書いてあるということではございません。

(質) 田中 登さんは教諭とありますが、教務主任をやっているとか何か肩書はあるんですか。

(答 教職員課) 肩書は教諭でございます。

(質) 担任を持っているとかはないんですか。

(答 教職員課) 担任は持っておらず、教科を教えております。

(質) 交通事故は同じ学校なんですか。西日野にじ学園とはどこにあるんですか。

(答 教職員課) 四日市市にございます。

(質) 同じ学校で、この一週間くらいの間に2件、交通事故が続いたということですか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 通勤途中なんですかね。

(答 教職員課) この事故を起こした場所は、学校の直前の交差点であり、通勤途上です。

(質) 飲酒運転だとか、過労だとかのファクターが影響していることはないんでしょうか。単なる本人の注意不足という認識で良いでしょうか。

(答 教職員課) 飲酒とかそういうことはありません。

(質) 轢かれた男児は、この学校とは全然関係ない子ですか。

(答 教職員課) はい、違う小学校でございます。

(質) 違う小学校に登校中の子をはねたということですか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) この男の子は一人で登校中ですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 何歳の子ですか。

(答 教職員課) 当時10歳です。

(質) 事故を起こした(3)の方は、非正規の職員の方ですか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) この人は、この時、勤務は関係ないんですね。

(答 教職員課) この日は平日ですが、勤務が割り振られていない日でした。

(質) 田中さんですが、平成18、23、27、28年の過去の4回はいずれも勤務中のものではないということですか。

(答 教職員課) 勤務中ではございません。

(質) 今回のも勤務中ではないと。

(答 教職員課) はい。

(質) 今回の勤務の帰りの時間とかは。

(答 教職員課) 勤務終了後は間違いないですが、いったん家に帰ったかどうかはわかりません。

(質) 県職員でもこの前窃盗で処分を受けていた人が、再び停職から復帰後、間もなく窃盗をして懲戒免職になりましたが、今回のこの方も何度も窃盗を繰り返していますが、今日見せていただいた不祥事根絶の取組には、体罰であったり交通事故等の対策は書いてありますが、今回の懲戒免職のようなものについては想定されていないのかなと思うが、どう捉えていますか。

(答) この根絶の取組の資料は完成したものとは考えておりませんし、実際に私も含め課内で、万引きについてこの事例にどうやって載せようかと話しました。ただ、万引きの事例については、かなり個人やお店が特定されるような事例の書き方しかできないものですから、この中には載せていませんが、これから学校でこういった事例について、一つひとつそれぞれ職員全体が自分事として研究していく、万引きの事例についてもなんでこうなったかを書ける範囲内で書いた事例をまとめて、各学校で話をしてもらう題材は、教育委員会事務局で作ろうと話をしていたところです。この中に万引きという行為が書いていないだけで、実際にやります。それは事実でございます。

(質) 他の非違行為に比べて、本人の資質であったり犯罪の捉え方に対する認識の不足が、より問われるような種別の犯罪だと思えますが、そういったところでどういう対策が必要だと考えていますか。

(答) 私も含めて課内で話をされていて、万引き行為は全く許されるものではない、それは当たり前のことです。ただ、これくらいならわからないだろうと思ったと、どうしても繰り返すということについて、どこにどういう原因があるだろうかということ、場合によ

っては事務局とか学校の中では解決策が見出せないことがあるかもしれませんので、例えば、校長会の中でもワーキンググループをつくり、その中でそういう職員がいるがどうしようか、例えば、医師に相談する方法をとるとか、学校でどうやってフォローしていかなければならないとか、非常に複雑で内容が濃いので、別途、きちんと研究させていただきたいと話を詰めている最中です。

(質) この根絶の取組の事例は、三重県教委で実際にあった事例なんですか。

(答) そうです。

(質) この根絶の取組の事例っていうのは、実際にあった事例なんですか。

(答) そうなんです。

(質) 三重県教委で実際にあった事例ですか。

(答) そういうことです。

(質) いつからいつまでにあったものですか。

(答) 過去5年間を調べましょうということで、同一の事例はこのような形にまとめてしまったかもしれませんが、過去5年間をしらみつぶしに調べました。懲戒免職だけではないです。いろいろな事例をすべて洗い出しました。同じような事例については、まとめた形とかになっているかもしれませんが、学校ではもう少し詳しくというか、みんなが自分事としてとらえられるようなもう少し細かい内容まで書かなくてはいけないかなというところも今話しあっているところです。

(質) 既に処分済みの事例ということですか。

(答) そういうことです。

(質) 全部発表されているものですか。

(答 教職員課) 個人情報漏洩については、懲戒処分まで至っていない事例もあります。

(答) 個人情報漏洩については、ミスが多いということで、そういったことをなくそうということで、あげたということです。一斉送信を違うところにしてしまったとか、知事部局でもあったかと思えますけど、そういうことについても注意しなければいけないので、そういう事例として書かせていただいています。

(質) また戻っちゃうんですが、2番と3番の処分はいずれも四日市簡易裁判所でいいですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 窃盗行為というのは、本人の資質みたいなところとか、捉え方という問題もありつつも、一方で職場であったりとか、生活の状況とか、今回の方でいいんですけど、何かそういう背景でこういう結果になってしまった事情というのは、今のところ何か浮上していないんでしょうか。

(答) この事案については、先ほど事務局から申しあげましたように、イライラしていたとかストレスがたまっていたとか、そういうことはないというふうにしておりますが、ただ答になっていないかもしれませんが、やっぱり校長の面談でありますとか、普段の面談のときから、自身の背景であるとか、困ったことがないかというのを、十分に注意して聞き取っていくというのは方針にしてございますので、そこでも見つけられなかったのかって言われると、そうなるかも知れませんが、色々な場合、校長と事案が起こるたびにダイレクトに話をすることが多いんですが、本当に気を付けていても、例えばわ

いせつ行為があったときにでも、気を付けなければいけないと、いくら言っけきちっとしていても、やっぱり起こったというようなことはあるので、面談すればすべからくということではないと思いますが、それについては、やっぱり面談とか普段の生活をかなり管理職が気を付けながらやっていかなければならないということは、意識を強く持ったところですので、それについても校長会等で伝えていきたいと思っております。

(質) それでは、平成18年のときから一度も報告がなかったのに、今回の件で実は過去にもというふうに、その人が昔を振り返って報告した理由は何て言ってますか。

(答 教職員課) 直接そのことについての答えはもらっているわけではないんですが、これまで、はっきりとこちらが聞かなければ答えずに、報告しなくても済むようであれば、なるべく答えを控えめにしていたんだけれども、今回はっきりと過去のことを、窃盗したことがあるかないかを聞きましたので、それに対しては、はっきりと答えたということですよ。

(質) 少なくとも本人としては、過去にはっきりとは聞かれていないというふうに認識はしているわけですね。

(答 教職員課) そうですね。

(答) その当時に、校長ないし管理職が窃盗をやったことがあるのか、そういうことは多分聞いていないので、聞かれなければ答えていないという状況だったんですね。今回においても多分、過去においてっていうことを聞かれなければ、ひょっとしたらその返事はしなかったかもしれない、ということですね。

(答 教職員課) そういう可能性があったかもしれないということですよ。

(答) かもですね。でも、教職員課としては、そんなことは絶対、過去にとかどれだけ何をということは必ず聞きますので、それに虚偽の事実を申し述べるということが、いかにダメなことかということをお本人が気が付いたのではないかというふうに推測はいたします。

(質) そういう聞かれなければ答えないっていうのが普通だと思っていたということですか。その辺については改善する余地というか。

(答) それは、それこそ今回本当に続発して起こっているんで、先ほどのご質問にも、そういうふうにしたものがありますかっていうことがあったんですけど、やっぱりそれは、今回もう一回徹底していかなければならないというふうに思っておりますので、新しい年度が始まりますし、この根絶の取組とともに、そこは徹底させて学校にも伝えていきたいというふうに思っております。そして職員会議の中で話をして必ずというふうに思っております。知事部局の中でも、当たり前なことなんですけど、交通事故でも追突されたという事実をもって、必ず上司に報告をして、人事課に上げるというふうなルートがありますし、こちらと同じなんですけど、それが当たり前というふうにこちらが思っていたのもあれですので、もう一回徹底はさせていきたいというふうに思います。

(質) 報告は義務づけると。

(答) そうですね。

(質) 改めてなんですけど、不祥事根絶の取組というのは公立学校、県立学校すべての学校に対して配るみたいなことですか。

(答) 県立学校についてはもちろんのことながら、今回県立高校の教員の不祥事とか、公立学校の教員の不祥事の例も載っていますが、県立学校についてはします。ただ、それぞ

れの市町教育委員会にもこれは通知をさせていただいて、そこがそれぞれの小学校、中学校にどのような形で知らせていただけるか、そこまでは指導はしませんけども、お伝えいただけるものと信じています。

(質) 指針的なものということですか。

(答) そうですね。そういうふうな文面にもさせていただきました。市町教育委員会に対してもそういう意味合いでの通知にさせていただきました。

(質) それで、新年度から主にこれに基づいて。

(答) すでに2月から、知事もいろんなところで話していると思いますが、2月に行動計画を作ったので、作った瞬間から始めていることもありますし、今からできることは始めているということです。改めて4月1日からということではなくて今、でもできることはしていただくという形ですね。新たに通知はまた出すんですよね？

(答 教職員課) 出します。

(質) 改めて今日の。

(答) 今日の定例会を受けてということ。

(質) 正式な形ということですね。わかりました。改めてこの指針というか取組についてまとめたものを不祥事が続く中でどういったものにしたいという思いを。

(答) 同じ言葉を繰り返しますが、これまで例えば指針を作ったとしたら、対応をこうしましょうというふうに流す、伝える、通知するというに終わっていたかもしれないです。極論を言うと。でも、そうではなくて学校ではこの指針を受けてどのようにした、どんな研修をした、どういうふうにしたというのを必ずフィードバックを教育委員会事務局の方にしてもらいます。かつ、私たちはそれぞれの次長が校長面談という場を持っていますので、その時にも対話でもって、どこまでどう進んでいるか、何が問題かというのを聴き取りながら実効性のあるものにしていかなければいけないと思っています。

(質) 確認なんですけど、結局、こういう刑事処分とか受けて報告しなくても罰則的なものというか、教育委員会内で処分対象になったりとかそういうものは今はないんですよね。ばれなければという。

(答) ばれなければとそんな簡単な言い方をしてはいけませんが、今はそういう形になりますね。

(質) わざわざ自分に不利になることを言わなくて処分されないなら言わないままで済んでいく人が他にでもおかしくないと思いますし、今回実際に発覚した中で改めて規定を設けようとかそういう話になってないのですか。

(答) 自分が年齢重ね、職責重ねてきているなかで、部下と面談をしているときとか。

(質) まずはそういう話になっているのかどうかだけ。規定を設けないといけないねという話になっているかどうかだけ。

(答) 何かを作ろうという話にはなっていません。YESかNOかでいえばNOです。

(質) 改めてこういう処分受けた人いませんかということ調べてもいませんか。

(答) 今はしていません。過去に遡ってですね。今の段階でそこまで考えが及んでいたかというところではありません。

(質) 不祥事根絶というふうにしるしも掲げているなかで、実際に言わなくても別に何もおきない、自分に不利になることをわざわざ報告しなくても何ら別に不利益を被らないわけですよ。

(答) そういうお言葉いただいてということになるかもしれませんが、やったことありますか、処分受けたことありますかというのは非常に重いことですので、どういう聞き方をするか、調査して、はいありますと逆に帰ってこないようにも思いますし、そこは内部でも考えなければいけない話かなと考えておりますので。今お聞きしてのことでけれども、しないということではなく、考えさせていただかなければならないことだと考えております。現実的には、面談とかできちっと話をしながら、信頼関係が上司と部下でできて、そういうことをしていけばその中で悩みのなかででてくると思いますし、そういう方法をとるのか、ちょっとそれは中で話をしなければいけないと、考えさせてください。

(質) 一方で、西日野にじ学園の臨時労務員の方の件はどうやって分かったのか。

(答 教職員課) 交通事故を起こした場合は、所属長に報告することになっていまして、本人から報告がありました。

(質) これは本人が言ったから分かったのであって、交通事故に関してだけは義務があるのですか。

(答 教職員課) 交通事故に関しては報告するように通知を出しています。

(質) 交通事故に関しては通知があるけれど、今回の窃盗のような感じの犯罪に対する処分の報告の通知はないのですか。

(答 教職員課) はい。

(質) それは何故ですか。交通事故は通知で報告を求めて、これに関してはないのは。県職員の制度を準用しているのですか。

(答 教職員課) 知事部局と、例えば犯罪や窃盗について言う、言わないの取扱は変わっていませんが、交通事故の扱いについては分かっています。

(答) 確かに言わなければというのは大変重いことなので、それを通知で解消できるかは報道の方から提案というのもおかしいのですが、勉強させていただきたいと思います。

(質) それって、ここで質問がでるまで特に組織内で全く話がでなかったのですか。

(答) 私自身は、交通事故と同じように何かを起せば公務員、教育に携わるもの公務員として言うのは当然だと。何か通知があるからとか、ないからとかではなくて、何かがあれば言うのは自然、当たり前のことと認識をしていました。社会人であれば、必ず言わなければいけないのは普通のこととしましたので、今回も警察に聞かれているのに何も言わないのは非常におかしいとは中のお話で言いました。

(質) 今年度で停職4人、懲戒免職4人というこの数字、実態について教育長としてどう受けとめているか教えてください。

(答) 本当にやってはいけないことと分かりながら、やってしまい保護者の皆さんや県民の皆さんに申し訳ないという言葉に尽きます。本当に申し訳なく思っています。信頼あってこそその公務員であり、教育に携わるものでありながら、こういうことをしたということは本当に申し訳ないの一言です。一言で終わるということではないですが、それ以上の言葉がないぐらい申し訳なく思っています。

(質) 28年の略式命令を受けたやつですが、発生は28年で、略式命令は29年ではないですか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 発生は28年9月で、略式命令は翌年の29年8月ですね。

(答 教職員課) はい。

(質) 懲戒免職とした理由を一言で言うと、盗みを繰り返していた、それを隠していたことは教員として重大な何とかがあったみたいなの。

(答 教職員課) 先ほど申し上げましたが、窃盗を4回行っていた、いろんな報告があるべきである思っていますし、27年の時は別件ですが他人の財物を持って行って反省をさせているところですが、またお店の物を持って帰ったことは教員としてあってはならないと考えて処分しました。

(答) 今回、もう一回不祥事根絶の方針を出すときに、どういう書き方をするかは別にして、こういうことがあれば必ず上司に報告して教育委員会まで報告するということは、それももう一度徹底させなければいけないと思っています。

(以上) 14時58分 終了